

# 介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業に関する 重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援または介護保険法に基づく第一号介護予防支援（以下介護予防ケアマネジメント）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センターの概要

事業所名	倉敷市天城・茶屋町高齢者支援センター	介護保険指定事業所番号	(倉敷市指定) 番号 3300200080
法人名	医療法人 福寿会		
法人代表者	理事長 秋山 正史		
所在地 連絡先	倉敷市藤戸町藤戸1573-1 (藤戸クリニック内) 電話 086-428-1661 FAX 086-428-1134		
営業日	月曜～金曜（祝日・年末年始12月30日～翌年1月3日を除く）	営業時間	8時30分～17時30分 ※24時間連絡可能の体制あり
職員体制	4人以上 【 職種：主任介護支援専門員・介護支援専門員（1人以上）、 保健師・看護師（1人以上）、 社会福祉士（1人以上） 】		

## 2. 介護予防支援の内容および利用料等

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容	提供方法	1ヶ月当たりの利用料
①介護予防サービス計画の作成	別紙 【介護予防支援業務の実施方法等について】 に詳細記載	全額介護保険により負担されるため、利用者負担はありません。  ※別紙に詳細記載
②介護予防サービス事業者との連絡調整		
③サービス実施状況の把握、評価		
④利用者状況の把握		
⑤給付管理		
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助		
⑦相談業務		

## 3. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね1～3ヶ月に1回となります。但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

## 4. 介護予防サービスのご利用にあたっての留意事項

- (1) 在宅生活を包括的に支援する観点から、介護保険法に基づき、あなたが利用されている医療機関との連携をさせていただきますので、あなたが入院をされる場合、担当している事業所名とその連絡先・担当者名を入院先の医療機関へお伝えください。

- (2) ご利用される居宅サービス利用事業所については、利用される方の選択・意思に基づき契約を行うものであるため、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、あなたのケアプランに位置づけた理由を求める事も可能です。
- (3) 福祉用具の貸与について、「軽度者」（要支援1・要支援2・要介護1）に該当する方は、福祉用具が保険給付の対象外となるものがあります。ただし、国が定める条件を満たす方については、例外的に利用が認められています。保険給付の対象外となる品目や、例外的な利用が可能となる方の条件については、その都度ご説明し、要件に必要なケアマネジメント等の支援を行います。

## 5. 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護について

- ア) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
- イ) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 7. 事故発生時の対応について

- (1) 事業者は、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針整備及び虐待に関する担当者を選定し必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者	(管理者) 橋本 悦子
-------------	-------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業者は、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町

村に通報します。

## 9. 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録を行います。

## 10 衛生管理等について

- (1) 当事業所において感染症が発生及びまん延しないよう指針整備及び、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための検討委員会を、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

## 11 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 12. 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 倉敷市天城・茶屋町高齢者支援センター	所在地： 倉敷市藤戸町藤戸 1573-1 電話番号： 086-428-1661 ファックス番号： 086-428-1134 受付日時： 月～金（祝日及び12/30～1/3を除く） 8:30～17:30 担当者： 橋本 悦子
【市町村の窓口】 倉敷市保健福祉局保険部 介護保険課	所在地： 倉敷市西中新田 640 番地 電話番号： 086-426-3343 ファックス番号： 086-421-4417 受 付日時： 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く） 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17 番地 5 号 電話番号： 086-223-8811 受付日時： 月～金（祝日及び12/29～1/3を除く） 8:30～17:00

### 13. 重要事項の説明の年月日

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづき重要な事項の説明を行いました。

なお同意については、署名をもって確認することといたします。

令和 年 月 日

**事業者** 所在地 倉敷市藤戸町藤戸 1573-1  
法人名 医療法人 福寿会  
代表者名 理事長 秋山 正史 印  
事業所名 倉敷市天城・茶屋町高齢者支援センター

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により事業者から介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの利用に関する重要な事項の説明を受け、同意しました。

**利用者** 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

**代筆者** 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

## 重要事項説明書 別紙

### 【介護予防支援業務の実施方法等について】

#### ① 介護予防サービス計画の作成について

- 事業者は介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ・利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - ・利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ・事業者は、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - ・事業者は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
  - ・介護予防支援事業所の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
  - ・介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
  - ・利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。
- 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、その医師等に対してケアプランの交付を行います。
- 事業者は、介護予防サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ・事業者は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - ・利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

#### ②③④ サービス実施と利用状況の把握・事業所との連絡調整、評価について

- 事業者は、介護予防サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- 事業者は、訪問介護事業者等から伝達された、利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- 事業者は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

#### 介護予防サービス計画の変更について

- 事業者が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更を、この指定介護予防支援業務実施方法等の手順に従って実施します。

⑤ 給付管理について

- 事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国保連合会に提出します。

⑥ 要介護認定等の協力について

- 事業者は、利用者の要介護または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- 事業者は、利用者が希望する場合、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わり行います。

料金について

1ヶ月当たりの利用料	月額 4,420円
初回加算 委託連携加算	加算算定時にそれぞれ 3,000円 が追加されます

- 事業者およびセンターが行う介護予防支援に対しては、介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用者の負担はありません。ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場においては、いったん1か月あたりの料金を利用者が支払ったうえで、サービス提供証明書を発行することになります。